

保護者 各位

株式会社 未来創造研究所
みらい保育園

インフルエンザによる登園停止期間について

インフルエンザが流行する時期となりました。

インフルエンザは感染力が強いため、「2018年改訂保育所における感染症対策ガイドライン」により、インフルエンザの登園のめやすが『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては3日経過していること)』となっています。

発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要となります。その後は解熱した日によってお休みする期間が延長されます。

下記の図を参考に登園の可否の判断をして下さい。また、登園の際には「インフルエンザ回復届出書(保護者記入)」の提出をお願いします。

また、インフルエンザに罹った場合は、コドモンまたは電話にて園へ連絡をお願いします。

《インフルエンザの登園停止期間》

例	発症日	発症5日間(お休みする期間)								
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発症後1日目に解熱した場合	インフルエンザ発症	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園不可	登園可能			
発症後2日目に解熱した場合		発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能			
発症後3日目に解熱した場合		発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能		
発症後4日目に解熱した場合		発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能	
発症後5日目に解熱した場合		発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能